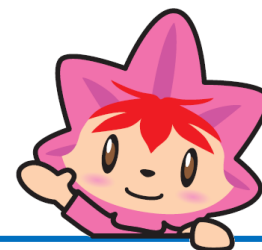




協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康 いろは

プログラム①



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康 かえで

12月からの制度改革について 【事務担当者編】



全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

- 目次 -

1. はじめに	P2
2. 医療機関等での受診方法について	P3
3. 従来の健康保険証について	P4
4. 制度改正後の「資格取得届」等の手続きの流れ	P5
5. 資格情報のお知らせについて	P6
6. 資格確認書について	P7
7. 従業員の方が退職した場合の返却物について	P8
8. 事業主の皆さまへのお願い	P9
9. よくある質問	P10
10. 『12月からの新制度について【利用者編】』の社内広報について	P11

1. はじめに

これからは 健康保険証のルールが変わります

保険証は、マイナ保険証へ



2024年12月2日に従来の健康保険証は廃止となり、
「マイナ保険証」の活用を基本とする制度に変わります。

※発行済みの健康保険証は退職等で資格喪失にならない限り、最大1年間使用可能です。

マイナ保険証とは



健康保険証の利用登録を行ったマイナナンバーカードのこと。
従来の健康保険証よりも**便利**で、**よりよい医療を受けられる**ようになります。

2. 医療機関等での受診方法について

1 マイナ保険証 ★現在も受診可能



- ・就職や転職後の健康保険証の切り替え、更新が不要に。
- ・薬剤情報などを正確に医師・薬剤師と共有することで、よりよい医療が受けられる。
- ・医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略可能。
※被保険者の市区町村民税が非課税の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が別途必要です。

マイナポータル

政府が運営するオンラインサービス。パソコンやスマートフォンからログインが可能で、各種行政手続きの申請や、所得・税等の情報確認ができる。

使用できない場合 → マイナ保険証 + マイナポータル画面 ★現在も受診可能



+



「マイナポータル」の「わたしの情報」、又は「健康保険証の資格情報」を提示
(ダウンロードした画面提示も可能)

使用できない場合 → マイナ保険証 + 資格情報のお知らせ ★R6.12.2から



+

資格情報のお知らせ

記号 番号 校番
氏名
資格取得年月日
保険者番号
保険者名称

- ・既加入者にはR6.9、又はR7.1～2に事業主経由で送付。
(一部は個人宛送付)
- ・R6.12.2以降の新規加入者には全員一律送付。



いつから
(いつまで)使
用できるのか
確認しよう！

2 資格確認書 ★R6.12.2から



マイナ保険証を
お持ちでない方等に交付
(申請または職権)

3 健康保険証 ★R7.12.1まで



資格喪失等をしなければ、
R7.12.1まで医療機関等
での受診が可能

3. 従来の健康保険証について

経過措置あり 廃止後も発行済みの健康保険証は1年間有効

従来の健康保険証は令和6年12月2日に廃止されますが、発行済みの健康保険証は、退職等で資格喪失等にならない限り、令和7年12月1日まで使用できます。

健康保険証の回収について

R7.12.1までに資格喪失等した場合 **※回収が必要**

R7.12.1までに退職等で使用できなくなった保険証は、資格喪失届等とともに日本年金機構へ返納(後日の場合は、協会けんぽへ返納)してください。

R7.12.2以降に資格喪失等した場合

R7.12.2以降は、回収不要です。また、保険証の自己破棄も可能です。



制度改正前後の健康保険証の取り扱いについて

	マイナ保険証	従来の健康保険証			
	使用	使用	新規発行	退職時等の回収	自己破棄
R6.11.29(金)まで	可	可	可	必要	不可
R6.11.30(土)～ R7.12.1(月)	可	可	不可	必要	不可
R7.12.2(火)以降	可	不可	不可	不要	可

4. 制度改正後の「資格取得届」等の手続きの流れ

「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届」や「健康保険被扶養者(異動)届」の手続き方法はこれまでと変更ありません※。ただし、健康保険証は発行されず、今後は「資格情報のお知らせ」が交付されます。

※「資格確認書」申請のためのチェック欄が新たに設けられる予定です。

1	事業所様 ↓ 日本年金機構	「資格取得届」「被扶養者異動届」を提出 ・5日以内にご提出ください。 ・届出の際は、 マイナンバーを正確に ご記載ください。
2	協会けんぽ ↓ 事業所様	「資格情報のお知らせ」の送付 ※健康保険証交付なし ・「資格情報のお知らせ」(紙製カード型)のみお送りします。
3	事業所様 ↓ 加入者様	「資格情報のお知らせ」を配付 ・退職等の際に協会けんぽへの返納は必要ありません。 ・再交付は個人申請(被保険者住所へ送付)となります。

POINT!!

健康保険証とは違い、『資格情報のお知らせ』は配付のみをお願いするもので、回収の必要がありません。

マイナ保険証の利用が進めば、事業所様の回収業務はなくなります。

※その他、限度額適用認定書の申請(案内)等も必要なくなるため、ご負担が減ります。

資格情報のお知らせ

記号 番号 枝番

氏名

資格取得年月日

保険者番号

保険者名称

【紙製カード型】

5. 資格情報のお知らせについて

資格情報のお知らせ

記号 番号 枝番
氏名
資格取得年月日
保険者番号
保険者名称

マイナンバーカードには、従来の健康保険証に記載されている記号・番号や資格取得年月日などの情報が記載されていません。
このため、健康保険証廃止後の給付金申請にご活用頂くこと等を目的に、全ての加入者(被保険者・被扶養者)様に対して、個人単位で発行します。

【紙製カード型】

取得方法	R6.12.2以降の 新規加入者	資格取得時に事業主様経由で送付(申請不要)
	R6.12.1までの 既存加入者	令和6年9月、又は令和7年1月～2月に事業主様経由で送付 (一部は個人宛送付)
	申請による交付	R6.12.2以降、「資格情報のお知らせ交付申請書」を加入支部にご提出いただくことで、加入者(ご本人)の個人住所にお送りします。 <u>※事業主を経由する必要なし</u>
使用する 場面	医療機関等	・医療機関等の窓口を設置してあるカードリーダーが使えない場合にマイナ保険証とともに提示 ・カードリーダーを設置していない医療機関等を受診するときにマイナ保険証とともに提示 <u>※資格情報のお知らせのみでは受診不可</u>
	給付金の申請や協会けんぽへの照会	

POINT!!

スマートフォンをお持ちであれば、『マイナポータル(アプリ)』で資格情報のお知らせと同じ情報を表示し、**マイナ保険証とともに**医療機関等へ提示すれば受診することができます。そのため、資格情報のお知らせを携帯(確認)する必要がなくなります。
※アプリから健康保険証の資格情報をPDFファイルでダウンロードすることも可能です。

6. 資格確認書について



マイナンバーカードを持っていない、マイナ保険証の利用登録をしていない方等、**マイナ保険証を利用できない方**は、資格確認書(健康保険証と同じ効力を有する)を提示すれば、マイナ保険証のメリットはありませんが、これまで通りの保険診療を受けることができます。

【プラスチック製・カード型】

交付 対象者	・マイナ保険証の利用登録が未登録であること ・マイナンバーカードの有効期限や マイナンバーカードの電子認証が切れたこと ・マイナンバーカードを返納したこと 等が協会けんぽで確認できた場合	
取得方法	R6.12.2以降の 新規加入者	資格取得届等の資格確認書申請のためのチェック欄を設けるほか、マイナ保険証をお持ちでない方等に職権でも発行し、事業主様経由で交付します。 ※職権での発行は約30日～50日お待たせすることもありますので、必要な方はできる限り資格取得時に申請をお願いします。
	R6.12.1までの 既存加入者	令和7年9月以降、保険者が必要と判断した場合(上記交付対象者と確認できた場合)に発行します。
	申請による交付	R6.12.2以降、「資格確認書交付申請書」を加入支部へ提出すれば、事業主様経由で交付します。
有効期限に ついて	資格確認書には不正利用等の防止の観点から、最大5年間の有効期限があります。 ≪協会けんぽの場合≫ R6.12.2～R7.11.30発行 ⇒ R11.11.30 有効期限 R7.12.1～R8.11.30発行 ⇒ R12.11.30 有効期限	
回収に ついて	資格確認書の有効期限内に退職した場合、資格確認書の回収が必要です。 なお、有効期限が切れた資格確認書については自己破棄も可能です。	

7. 従業員の方が退職した場合の返却物について

発行済みの健康保険証 (R6.12.2発行廃止)	R7.12.1までの退職の場合、 資格喪失届に健康保険証を添付して返却してください。 R7.12.2以降の退職の場合、返却は不要です。
資格情報のお知らせ (加入者全員に自動交付)	返却は不要です。
資格確認書 (必要な方に発行)	有効期限内の退職であれば、資格喪失届に添付して返却してください。 有効期限が切れた資格確認書の返却は不要です。

POINT!!

マイナ保険証の利用が促進されるほど、退職時の返却物
(事業主様に回収をお願いしなければならないもの)が少なくなります。



表裏

健康保険
厚生年金保険
厚生年金保険

被保険者資格取得届
70歳以上被用者該当届

令和 年 月 日提出

提出者記入欄

事業用
記帳番号

事業所
所在地

事業所
名称

被保険者
整理番号

氏名

取
得
区
分

取
得
期
間

住
所

①住所

住民票住所をご記入ください。なお、日本国内に住民票（個人番号）を有していない等、住民票住所を記入できない場合は、居所等を記入のうえ「1.海外在住」「2.短期滞在」「3.その他」のいずれか該当する理由を○で囲み、「3.その他」に○をした場合は、その理由をご記入ください。※日本年金機構に提出する際「⑤個人番号」欄に個人番号を記入した場合、

②資格確認書発行要否

資格確認書の発行が必要な場合（※）は「☐発行が必要」にチェックを入れてください。
※以下に該当する場合に限ります。
・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

・60歳以上の方で退職後の継続再雇用の場合
ア.就業規則・退職許可のコピー等退職日が確認できる書類、および継続して再雇用されたことが確認できる雇用契約書のコピー、上記「ア」の書類が添付できない場合、事業主の証明書（退職日、再雇用日が記載されているもの）等

社会保険労務士記載欄

氏 名

生 年 月 日

取
得
年 月 日

取
得
区 分

取
得
期
間

住
所

③住所

住民票住所をご記入ください。なお、日本国内に住民票（個人番号）を有していない等、住民票住所を記入できない場合は、居所等を記入のうえ「1.海外在住」「2.短期滞在」「3.その他」のいずれか該当する理由を○で囲み、「3.その他」に○をした場合は、その理由をご記入ください。※日本年金機構に提出する際「⑤個人番号」欄に個人番号を記入した場合、

④資格確認書発行要否

資格確認書の発行が必要な場合（※）は「☐発行が必要」にチェックを入れてください。
※以下に該当する場合に限ります。
・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

・60歳以上の方で退職後の継続再雇用の場合
ア.就業規則・退職許可のコピー等退職日が確認できる書類、および継続して再雇用されたことが確認できる雇用契約書のコピー、上記「ア」の書類が添付できない場合、事業主の証明書（退職日、再雇用日が記載されているもの）等

社会保険労務士記載欄

氏 名

生 年 月 日

取
得
年 月 日

取
得
区 分

取
得
期
間

住
所



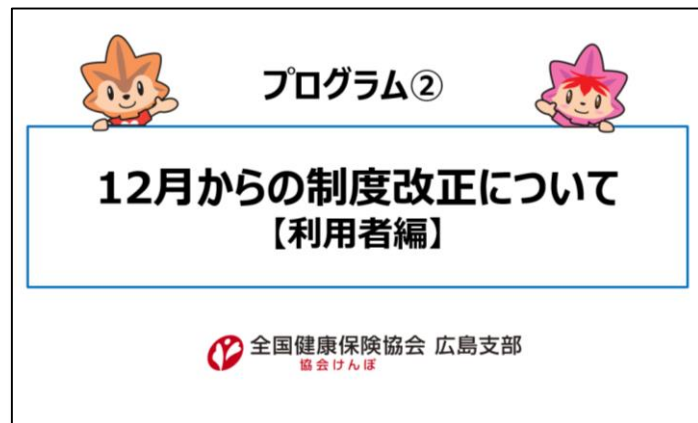
9. よくある質問

	Q	A
資格情報 のお知らせ	1 紛失・棄損した時は再交付できますか。	「資格情報のお知らせ交付申請書」を加入支部へご提出ください。申請後、1～2週間で被保険者の住所宛に送付されます。
	2 被保険者(被扶養者)氏名等の記載内容が変わったときは自動で発行されますか。	自動発行されません。新姓が記載された資格情報のお知らせが必要な方は、再交付の申請手続きが必要です。なお、住所変更の場合、資格情報のお知らせに住所の記載はないため、再交付申請する必要はありません。
資格 確認書	3 資格取得届等の資格確認書発行希望欄にチェックを入れ忘れました。他に申請方法はありますか。	マイナ保険証を利用できない方には、外部機関から連携されるデータを用い、職権で発行しているためお手続きは不要です。ただし、発行までに30～50日間を要するため、早めの発行を希望される場合は、「資格確認書交付申請書」を加入支部へご提出ください。
	4 誰でも申請することができますか。	資格確認書の交付対象は、「マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方」となっています。
	5 被保険者(被扶養者)氏名等の記載内容が変わったときは自動で発行されますか。	資格確認書に記載している情報に変更があった場合は自動で発行し、事業主様経由で送付します。なお、住所変更の場合、資格確認書(表面)には住所の記載はないため、再交付申請する必要はありません。
マイナ 保険証 利用開始	6 就職などで資格を取得する場合、データが反映されマイナ保険証が使えるようになるまでどれくらいかかりますか？	通常、日本年金機構に「資格取得届」等が到着してから約2～5営業日で協会けんぽにおいて登録が完了し、マイナ保険証をお使いいただけます。

10. 『12月からの新制度について【利用者編】』の社内広報について

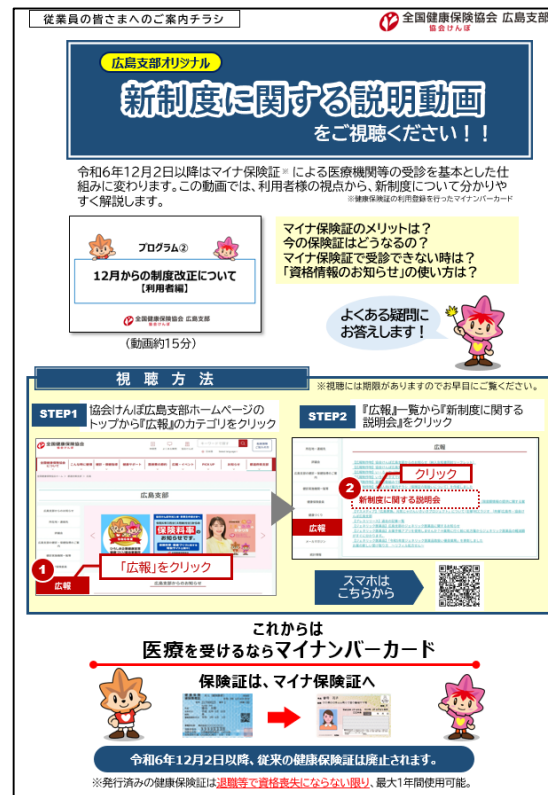
『12月からの新制度について【利用者編】』は、加入者の皆さまにお役立ていただけるような視点で作成した研修動画になります。
大きな制度改革になりますので、ぜひ社内の皆さまに周知をお願いします。
動画は、**令和7年1月末まで**ご覧いただけます。

【利用者編の動画】



令和7年1月末まで視聴可能

【従業員の皆さまへのご案内チラシ】



社内での広報はこちらの案内チラシをご利用ください。
研修会動画と同じ場所に掲載してあります。

マイナ保険証に関する問い合わせ先

【国】マイナンバーコールセンター

0120-95-0178

平日 9:30～20:00

土日祝 9:30～17:30(年末年始を除く)

〔マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日対応〕

1. マイナンバーカード、電子証明書、個人番号通知書、通知カード、コンビニ等での証明書交付サービスに関するお問い合わせ
2. マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難
3. マイナンバー制度・法人番号に関するお問い合わせ
4. マイナポータル及びスマホ用電子証明書に関するお問い合わせ
5. マイナンバーカードの健康保険証利用に関するお問い合わせ
6. 公金受取口座登録制度及び預貯金口座付番制度に関するお問い合わせ

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

0570-015-369

8:30～17:15(土日・祝日・年末年始を除く)

ナビダイヤル

1. オンライン資格確認が使えない、正しい資格情報が登録されていない等、マイナ保険証やオンライン資格確認に関するお問い合わせ
2. 資格情報のお知らせ、資格確認書に関するお問い合わせ